

## 推薦の辞

われわれ司法書士は、相続については従前より相続登記手続の申請代理という形でかかわってきたが、最近では、被相続人の死亡に伴う遺産承継に係る手続全般についての相談を受けることが増えてきている。具体的には、相続人の調査、相続財産の調査、財産目録の作成、相続財産の名義変更・換価手続、遺産分割協議書の作成等が考えられるところ、市民にとっては、これらの手続は煩雑で手間のかかるものであり、専門家に依頼したいというニーズが高いということであろう。

司法書士が遺産承継に係る手続を受任するにあたっては、専門的な法律知識と高度な倫理観が求められるとともに、双方代理や相続人間に争いのある場合の弁護士法72条の問題など留意すべき課題は少なくない。

本書は、財産管理業務の普及促進を目的として有志の司法書士により設立された団体である「一般社団法人日本財産管理協会」による、司法書士法29条および司法書士法施行規則31条に基づく財産管理（依頼者との委任契約に基づく遺産承継業務の受任者、遺言執行者、相続財産管理人、不在者財産管理人等としての財産管理業務）の実務経験と研究を踏まえ、同協会の編集により遺産承継に係る手続全般についての基本的な考え方や具体的な手続を著したものである。本書が、相続問題における市民の多様なニーズに応える実践的手引として、多くの司法書士に活用されることを願い、推薦するものである。

平成29年11月

日本司法書士会連合会会長 今川嘉典

## は し が き

少子高齢化、バブル経済崩壊後の可処分所得の減少等により個人が所有する財産の保有量に多寡が生じる現象が25年近く続いている。平成29年11月現在、少子化により65歳以上の高齢者の人口比率は総人口あたり4人に1人の割合になった。

高齢者には蓄えた資産があり、働き世代には目立った財産がない。それゆえに、相続を起因として発生する相続財産の管理・承継の手段・方法の問題が大きな関心事となる。個人が財産や事業をどのように承継相続させるか、承継人や方法について悩む。そのため生前に、遺産の承継に関する想いを遺言や遺言信託として遺すことが多くなった。公正証書遺言の作成も昭和60年には約4万件であったが、平成27年には約11万件に増えた。また、自筆証書遺言における裁判所の検認も昭和60年に約3000件であったものが、平成27年には約1万6000件に増加した。これらを合わせると平成27年には約12万7000件に及び、その増加傾向は強まっている。

一方、伝統的に遺産の承継を相続人の自由意思に任せる方法もある。死亡時に承継する者の意思のままに分けるというものである。しかし、経済のグローバル化や、家出・失踪、天変地異の災害等による不在者等の存在が散見されるようになったことから、遺産分割協議に支障を来すケースも出てきている。

また、空き地、空き家の所有者不明土地の問題がある。当該不動産が何世代にもわたり相続登記がなされず、いざ、登記しようとしても法定相続人が多数となり相続人の確定に時間を要するとして、また放置される。原因には各種の事情を推測することができるが、結果として、公共事業の実施や民間企業等による不動産の円滑な活用に支障を来すことになる。相続登記の未了が、適切な管理のされていない空き地、空き家が増加する大きな要因の一つであるとの指摘もある。

かような、相続を取り巻く諸問題の解決を図る一助のため、遺産承継手続を行う場合の作業手順の詳細を著し、実務の指針になればとの思いから本書を刊行するものである。

本書は、第1章から第9章にわたる。遺産承継業務の基礎知識に関する問題

点から始め、受任するに際しての注意点および契約に関する事項、さらには、相続の主体および客体である相続人および相続財産の具体的な調査方法を説明した。また、単純承認の例外である限定承認と相続放棄、遺産分割協議への対応と遺産分割協議書の作成および財産の承継手続を中心として解説している。さらに、遺産承継業務の受任者としての依頼者への報告等について書式を中心に解説し、遺産承継の実務につき網羅しているものと自負している。

法律実務家が遺産承継業務を行うに必要な基礎知識はもとより、担当者の経験に基づいて解説されたものであり、必ずや役に立つものと期待する。多分に法律実務家向けの手引書になっているが、一般の人でも本書を読んでもらえば、十分に理解して遺産承継の手続ができるような内容とした。多くの人が正確に齟齬のないように知識を習得し、遺産承継に関する手続を実施できることを願う。

最後になったが、本書の出版に際しては、株式会社民事法研究会編集部の南伸太郎氏にお世話になり感謝申し上げます。また、当協会の理事各位には、多忙中にもかかわらず日頃の実務研究成果をまとめていただき、あらためて感謝を申し上げます。

平成29年11月

一般社団法人日本財産管理協会理事長 田 島 誠



## 1 承継方法が確定した後の終局的な承継手続

遺産承継手続とは、広義としては、これまでに述べた相続人の調査、相続財産の調査、遺産分割協議等を経て、被相続人から相続人へ遺産を承継させる手続のすべてを包含するものといえる。ここでは、狭義の遺産承継手続として、相続人、相続財産、および遺産分割協議等によりその承継方法が確定したうえで、不動産登記、預貯金の払戻しなどの各遺産について相続人に承継させるための終局的な手続について述べていきたい（本章で「遺産承継手続」という場合には、狭義の遺産承継手続を指すものとする）。

## 2 遺産の種類に応じた承継手続

各遺産の承継者が決まったら、それらの遺産を完全に当該承継者の支配下に至らしめ、対抗力等を生じさせるために、遺産の種類に応じて所要の手続が存在する。主な遺産の種類について、簡潔に整理すると〈表3〉のようになる。

なお、確定した遺産分割協議の内容によっては、遺産を売却処分したうえで、その代金等を相続人に一定割合によって分配するというケースも多い。ただし、そのような場合でも、登記、登録、名義変更等を要するものについては、死者名義のまま売却による登記等を行うことができないことがほとんどであるから、このような場合においても所要の手続を経て売却等を行うことになる。

〈表3〉 遺産の種類に応じた承継手続

遺産の種類	手続先	手続内容
不動産	管轄の法務局	移転登記等
借地権※1	底地の地主	通知
有価証券（株式、国債、地方債、社債、投資信託）※2	口座のある証券会社、銀行等	名義書換え（相続移管、口座振替え）
預貯金	口座のある銀行等	解約払戻しまたは名義変更
自動車、バイク	管轄の運輸支局等または軽自動車検査協会	移転登録等
船舶※3	管轄の日本小型船舶検査機構または運輸支局等、法務局	移転登録等、移転登記
貸付金債権等※4	債務者	確定日付ある証書による通知
電話加入権	NTT 東日本、NTT 西日本	加入権承継届
ゴルフ会員権	ゴルフ場	名義変更等
税・保険料等還付金	税務署、自治体等	準確定申告、送金依頼等
現金、金券※5、一般動産（登記・登録等を要しないもの）	承継する相続人に引渡す等すれば足り、特別な手続は要しないが、トラブル防止のため、受領証等を作成したほうがよい。	

※1 借地権の相続による承継については、地主の承諾は要さないが、今後の地代の支払者等を明らかにするためにも、通知はしておくべきである。また、借地権の対抗要件は、借地権そのものの登記よりも、借地上の建物の登記となるものがほとんどであるから、遺産分割後速やかに行う必要があるし、当該建物の登記名義と借地権承継者が一致する必要があるので注意する。

※2 証券口座等にあるものに限る。非上場会社の株式や社債等については、直接その発行会社に対し、株主名簿や社債原簿への名義書換えを請求することになる。

※3 法務局における船舶の登記は、総トン数20トン以上の船舶についてのみ必要である。

※4 支払先を明確に伝えるという意味もあるが、遺産分割により単独の相続人が承継したような場合には、対抗要件としての意味もある。

※5 金券とは、郵便切手、収入印紙等のことであるが、商品券やプリペイドカード等もここでは含める（商品券やプリペイドカードは有価証券であるとする説もある）。

### 3 遺産管理口座の開設

前述のとおり、遺産承継手続を行うにあたっては、確定した遺産分割協議の内容によって、遺産を売却等処分して、その代金等を相続人に分配取得させることが多くある。これは、預貯金の解約払戻金についても同様である。この場合、相続人に取得割合に応じて直接送金されるようにしたり、相続人全員の合意に基づき代表相続人の預貯金口座に入金して、当該代表相続人に送金してもらう等の方法も考えられるが、通常は、代金等から売却に要した諸費用や債務、管理費用、遺産承継事務の費用等を清算する必要がある、また、依頼者の立場からも、これらの煩雑な清算や送金手続は、遺産承継業務の受任者が行うことを期待しているといえる。したがって、受任者としては、預貯金の解約払戻金や遺産たる現金、有価証券の解約・売却金、不動産の売却代金等、相続人に交付すべき金銭を預かり、保管しておける預金口座（遺産管理口座）を開設しておくべきである。

これらの預り金は、受任者の財産ではないのであるから、受任者自身の財産と混同して誤って使用してしまうことがあってはならず、そのためには、分別管理を徹底するために、受任者が自己のために使用する預金口座とは別に、預り金専用の遺産管理口座を開設して、その中で管理する必要がある。

なお、たとえば、司法書士倫理78条において、「司法書士は、財産管理事務を行う場合には、自己又は自己の管理する他の財産と判然区別可能な方法で個別に保管する等、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」と規定されているが、同条において、「自己又は自己の管理する他の財産と判然区別可能な方法で」と規定されているとおり、複数の遺産承継業務を並行して遂行するような場合には、遺産管理口座も複数開設するなどして、案件ごとの財産も混同しないように注意を払うべきである。

司法書士や弁護士等の専門職については、多くの銀行等は、遺産承継業務等の他人の財産を預かる業務に必要な旨を申し出れば、事業用の預り金口座として開設をしてくれる。必要書類としては、銀行等により異なるが、通常の口座開設に必要な免許証等の本人確認書類のほか、司法書士等の身分を証する会員証や登録事項証明書等が求められることが多いであろう。

口座名義は、「預り口司法書士〇〇〇〇」や、個別の案件専用開設するのであれば、「故〇〇〇〇遺産管理人司法書士〇〇〇〇」などが考えられるが、いずれにしても、受任者個人の取引口座ではない（他人の財産の預り金口座であることが明確である）名義にすることが望ましい。

口座の種類としては、開設が比較的容易であり、振込元・振込先としての送金や預入れ・引出しがすぐにでき、入出金の履歴が通帳等により容易に即時に確認できる点で、普通預金が適当と考えるが、一般の普通預金ではなく、決済用の普通預金を利用するのがよいであろう。決済用の普通預金とは、「無利息」「要求払い可能」「決済サービス提供可能」の三つの要件を満たす普通預金のことであるが、一般の普通預金と異なり、預入れ額にかかわらず、その全額が預金保険制度により保護される。一般の普通預金の場合は、ペイオフにより、保護の対象が1000万円の元本とその利息までであるため、多額の金銭を預かる遺産管理口座としては、決済用の普通預金口座の開設により、依頼者の財産をより確実に保護できることになる。

## 4 遺産承継手続にあたって

遺産承継手続は、前述のとおり、遺産の種類に応じて所要の手続が異なる。また、これからも多くの新しい金融商品等が出てくるため、現実には各遺産の種類について相続に係る法令・実務を文献等によって確認し、さらに各手続先において、その方法や必要書類を逐一確認していくしかないといえる。

したがって、ここで、遺産の一つひとつについて、その具体的な手続方法のすべてを述べることは不可能であるが、ここでは、遺産承継業務を受任した場合に遺産として存在することがほぼ確実である預貯金と、比較的多く存在する有価証券について、可能な限り、具体的な手続を述べることにしたい。

なお、不動産の登記手続については、相続に係る部分に限っても多くの判例・先例・実例があり、紙数の都合があること、および先行文献が多数に上ることから、本書では触れないこととする。





## ●執筆者紹介●

(50音順)

### 猪狩 佳亮 (いがり・よしあき)

#### 【略 歴】

平成20年司法書士登録（神奈川県司法書士会）、神奈川県青年司法書士協議会副会長、同事務局長、一般社団法人日本財産管理協会理事、神奈川県司法書士会川崎支部支部長（現職）ほか

#### 【著書等】

「財産管理契約締結における実務の流れと留意点」市民と法96号36頁、「規則31条の従来業務への活用」市民と法88号116頁、「任意相続財産管理業務及び遺言執行の実務」（共著）登記情報616号21頁ほか

### 石橋 孝之 (いしばし・たかゆき)

#### 【略 歴】

平成19年司法書士登録（神奈川県司法書士会）、神奈川県青年司法書士協議会副会長、一般社団法人日本財産管理協会理事（現職）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部副支部長（現職）ほか

#### 【著書等】

「任意相続財産管理業務及び遺言執行の実務」（共著）登記情報616号21頁、「多重債務問題の根本的な解決に向けて」月報司法書士469号21頁ほか

### 金山 東完 (かねやま・とうかん)

#### 【略 歴】

平成8年より各種金融機関にて勤務の後、平成25年司法書士登録（神奈川県司法書士会）、神奈川県司法書士会財産管理業務推進委員会委員（現職）、一般社団法人日本財産管理協会理事（現職）ほか

## 藤井 里絵（ふじい・りえ）

### 【略 歴】

平成17年司法書士登録（神奈川県司法書士会）、神奈川青年司法書士協議会事務局長、神奈川県司法書士会理事、一般社団法人神奈川県公共嘱託登記司法書士協会理事、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部副支部長、一般社団法人日本財産管理協会理事（現職）ほか

## 古谷 理博（ふるや・まさひろ）

### 【略 歴】

平成19年司法書士登録（神奈川県司法書士会）、神奈川青年司法書士協議会会長、神奈川県司法書士会理事（現職）、一般社団法人日本財産管理協会理事（現職）ほか

### 【著書等】

「民法附則（昭和22年法律第222号）の留意点」登記情報659号75頁、「家督相続と遺産相続(1)(2)」登記情報656号57頁・657号89頁、「旧法相続の今日的意義」（座談会）登記情報650号10頁、「債務整理業務から考える財産管理業務」市民と法95号106頁ほか

〔編者所在地〕

一般社団法人日本財産管理協会  
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番4号  
フレンドシップビル2階  
TEL 045-451-5511 FAX 045-461-2554  
<http://www.nichizaikyo.jp/>

## 遺産承継の実務と書式

---

平成29年12月1日 第1刷発行

定価 本体2,500円+税

編者 一般社団法人日本財産管理協会  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-190-6 C3032 ¥2500E  
カバーデザイン 関野美香